

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. 「考え方」全般について

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(「考え方」の公表について)</p> <p>・「基本となる処分の量定」が、実際の事案に際して、機械的に判定すればよいと考えられ、実際にそのように運用しなければならなくなってしまうのではないか。</p>	<p>・今回の「考え方」(案)は、昨年の公認会計士法の改正を踏まえ、公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等を行うに際し、処分の基準をできるだけ具体化・明確化することにより、処分の透明性・公平性を高めようとするものです。</p> <p>もとより、事案毎に、内容、背景等が異なることから、「考え方」を機械的に当てはめるということではなく、的確に事実関係を把握し、個々の事案に応じた適切な懲戒処分等が行われるよう努めることとしています。</p>
<p>(「考え方」の公表の目的)</p> <p>・「考え方」の公表は、処分基準をできるだけ具体化・明確化することにより、処分を受ける者に対し処分の透明性、公平性を保証し、予見可能性を確保すべく行われるものと思料する。</p> <p>「考え方」に見られるような公表の目的が懲戒処分等の「強化」、「厳格化」といった記述は適当ではないのではないかと。</p>	<p>・今回の「考え方」(案)は、改正公認会計士法を踏まえ、処分の透明性・公平性を高めるために、処分の基準をできるだけ具体化・明確化を図ることを目的としています。この点が明確となるような記載とさせていただきます。</p>
<p>(公表する懲戒処分等の対象)</p> <p>・公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方の対象は、中核的業務である監査証明業務を中心とすべきである。</p> <p>したがって、2条2項業務や倫理規定違反などの信用失墜行為等における法令違反に対する懲戒処分等については、基本的な考え方の公表に留めるべきであって(別紙)の記載対象から削除すべきである。</p>	<p>・今回の「考え方」(案)は、処分の基準をできるだけ具体化・明確化することにより、処分の透明性・公平性を高めようとするものであり、処分の基準には、監査証明業務のみならず法令違反についてもその対象としておく必要があると考えています。</p> <p>ただし、法令違反のうち、信用失墜行為は監査及び会計の専門家たる公認会計士の業務の信用を失墜させる行為を対象としており、この点が明確となるような記載とさせていただきます。</p>
<p>(監査法人の社員と個人の公認会計士との関係)</p> <p>・監査法人の社員たる個人が、公認会計士たる個人と全く同様に扱われているが、監査法人の社員が個人責任を問われるのは、当該社員に故意が認められる場合に限るべきであり、その他の場合は、第一義的には監査法人が処分を受け、その構成員たる社員は、その処分が明らかに個人の公認会計士に比して均衡を失うと判断された場合、法人に対する処分とあわせて、社員個人に追加処分をすれば足りるのではないかと。</p>	<p>・ご指摘のように、監査法人が契約者の場合、監査証明の主体は監査法人ですが、実際に業務を執行した社員である公認会計士についても、公認会計士法第30条第3項において、監査法人が虚偽・不当証明をした場合に、当該監査証明業務を執行した社員に故意又は過失の事実がある場合には、当該社員に個人の公認会計士の懲戒処分の規定を準用するとしています。</p>

<p>(監査法人に対する業務停止処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人の業務停止は、たとえ短期間であっても、その波及効果は「解散命令」と同等となることが推定され、社会的影響が極めて高いものになる。法人全体が業務停止となる事態は極めて特殊な場合に限定すべきである。 ・現行の商法では、商法特例法で会計監査人の資格を規定し、業務停止処分は業務の一部か否かにかかわらず、会計監査人の欠格事由となり、監査契約は失効するものと解されており、処分の意図と異なる結果が生じ、実務で混乱を招くことになる。 <p>少なくとも、会計監査人の欠格事由に関する商法改正がなされるまで、関係部分の取り扱いについては、極めて限定的なケース除き、適用を見合わせるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の欠格事由の見直しを含む会社法案が今国会に提出されており、同法案が成立・施行されるまでの間に監査法人に業務停止が行われた場合、善意のクライアント企業などにまで影響が及ぶことがあることは認識しており、処分内容の決定に当たっては、的確に事実関係を把握した上で、こうした影響も十分に勘案して最終の処分内容を決定する必要があると考えています。
<p>(監査法人の一部分に対する業務停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為の態様や内部管理の態様等を踏まえ一部分に対してのみ行うことができるとされているが、例えば、新たな監査の引受業務等、その対象及び内容を明確に示すべきである。 <p>監査法人の業務停止は、可能な限り処分等の対象となった事業部門、事務所への新規監査業務の引受停止などの方法により、既存のクライアントへの影響を極力排除することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人の一部分に対する業務停止の類型には、監査法人の一部の業務に係る業務停止も含まれると考えられることから、この点がより明確になるような記載とさせていただきます。
<p>(自主規制との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士は職業専門家であるから、自己規制できるのであればそれに任せるのが妥当である。もう少し、公認会計士の職業倫理を意識した使命感を尊重した規定にしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の「考え方」(案)は、行政処分である懲戒処分等を行う際の処分の基準をできるだけ具体化・明確化することを目的とするものです。 ・もとより、各公認会計士・監査法人の職業倫理の遵守が前提となっているものであり、また、日本公認会計士協会の自主規制機関としての取組みも重要であると考えています。

2. 「考え方」(別紙)について

(1) 虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等

<p>(虚偽証明・不当証明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分基準を明確にする上で、公認会計士法第30条に規定されている虚偽証明・不当証明の内容、特に会計基準及び監査基準との関係を明確にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士法第30条2項は、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものと証明した場合には懲戒処分の対象となるとしており、虚偽証明・不当証明に該当するかどうかは、これに相当する事実があるかどうかについて必要な調査を行い、公認会計士・監査審査会の意見を聴いた上で行うこととされています。
---	---

<p>(基本となる処分の量定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「故意による虚偽・不当証明」の場合登録抹消と規定しており、「個別事情による加重・軽減」で「問題となる項目につき法人の審査会に付議しなかった場合又は審査を依頼しなかった場合」加重するとしている。基本となる量定で登録抹消となるのに、さらに加重するのは無意味ではないのか。 ・身分に関して登録抹消を超える処分があるのか、あるいは罰金等を併科されるのか。また、業務停止の期間短縮のみで戒告はないのか。明確にして欲しい。 ・「戒告」を個別事情により軽減する場合は、結果的に処分なしと考えて良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の「考え方」(案)では、別紙記載の個別事情を斟酌することによって、「基本となる処分の量定」を加重・軽減することとしており、複数の個別事情がある場合には、それぞれの内容を総合的に勘案して最終的にどの程度加重又は軽減するかを判断することになっています。 したがって、「基本となる処分の量定」が登録抹消であっても個別事情を総合勘案した結果、業務停止処分となることや、「基本となる処分の量定」が戒告の場合、個別事情を総合勘案して、結果的に処分なしということもあり得ます。 なお、登録抹消の場合、個別事情により量定を加重しても、登録抹消であり、罰金等を併科するということはありません。 これらの点については、記載を明確化させていただきます。
<p>(過失の程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失の場合であっても重過失もあり、過失であるからといって処分を故意に比して軽減することには慎重でなければならない。 ・公認会計士を過失による虚偽証明で処分する場合は「重大な過失」に制限すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士法においては、相当の注意を怠り重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものと証明した場合とされており、「相当な注意」とは、職業専門家として通常払うべきであると考えられている程度の注意をいうと解されています。
<p>(虚偽証明等の内容/監査の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社とそれ以外(非上場証取法、商法単独、その他法定)に区分して適用し、任意監査は対象外とすることが妥当と思われる。 ・中間監査については、限定的手続きによるものという性格を考慮し、監査人の責任はより限定的に取り扱われるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意監査等であっても、監査証明業務に対する公正性と信頼性を確保するとの観点から、懲戒処分の対象としているところです。しかしながら、ご指摘のように任意監査や中間監査は、監査の範囲が異なっていたり、限定的手続きが行われていることなどに鑑みて、個別事情として軽減項目としているものです。
<p>(監査等の状況/監査の拒否、妨害、隠蔽行為等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の拒否、妨害、隠蔽行為等があった場合に軽減するとあるが、監査基準でいう必要かつ十分な監査証拠を入手して初めて監査証明を行うものとの規定と矛盾する。監査妨害があれば、監査契約解除又は意見差控を行えばよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業側の隠蔽行為等により真実の資料が提示されないなど監査人の責めに帰すべきことが適切でない認められる場合には、軽減することとしたのですが、ご指摘の点も踏まえ、内容の明確化を図りたいと考えています。
<p>(是正等の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当局の調査に対して協力するなど誠実に対応している場合」軽減するとの定めがあるが、誠実性を客観的に測定するする尺度は存在せず、処分者の主観に左右されるような基準は、制度の運用が不安定となるため適切でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点を踏まえ、内容の明確化を図りたいと考えています。

<p>(監査人が交替した場合の懲戒処分等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監査人の交替した場合、後任の監査人に対して、把握していた問題点等を的確に引き継がなかったような場合」加重すると規定しているが、「監査人の交替に関する実務指針」に規定されているとおり、後任監査人が前任監査人に対して引継ぎを要請することが前提であり、前任監査人が当然に引継ぎをしなければならないルールとなっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人の交替に係る監査基準の見直しを検討しているところでもあることから、削除することといたします。なお、「前任監査人が後任監査人に対して、把握していた問題点等を的確に引き継がなかったような場合」には、「上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重する項目がある場合」に該当するものと考えています。
<p>(審査担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査担当社員は、内部管理体制に重大な欠陥があった場合等を除き、戒告処分に留めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査担当者についても、個別事情を斟酌することによって、加重・軽減することとしており、複数の個別事情がある場合には、それぞれの内容を総合的に勘案して最終的にどの程度加重又は軽減するかを判断することになっています。

(2) 法令違反に対する懲戒処分等

<p>(税理士法違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反の場合、税理士業務停止イコール公認会計士業務停止となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反の場合も、監査及び会計の専門家たる公認会計士の業務の信用を失墜させる行為であった場合に処分の対象とすることとしています。
<p>(自己脱税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人は税理士業務を行うことができないので、監査法人を処分するのは妥当ではない。 また、監査法人の業務停止期間の区分が個人の金額と同一であるが、監査法人は多数の社員等により構成されており、法人所得金額と個人所得金額を同一に考えることはできない。 ・自己脱税・不正所得の概念が明確ではないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査及び会計の専門家たる公認会計士が集まって設立されている監査法人が自らの法人税を偽って申告したような場合には、監査法人の運営が著しく不当であると認められ、監査法人に処分を行うことがあるということを規定しているものです。 また、その程度が刑事訴追の対象となった場合や税理士法違反による業務停止処分が行われた場合など重大な場合を対象としており、その旨を明確に規定したいと考えています。
<p>(業務懈怠等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴追、重大な業務懈怠の場合は、懲戒処分となることは当然だとしても、2条2項業務の業務過怠が直ちに懲戒処分となるのが妥当とは考えられないため、軽微な場合において、「戒告」が基本となる処分の量定とする必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務懈怠の場合も内容によっては監査及び会計の専門家たる公認会計士の業務の信用を失墜させる行為に該当するものと考えています。 なお、コメントにもありますように、軽微な場合については、必ずしも「基本となる処分の量定」を「戒告」と規定すること適当でないとも考えられますので、この点が明確になるように記載したいと考えています。
<p>(業務制限規定違反等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人について、「業務制限違反」、「社員ローテーション違反」「監査業務執行方法違 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人における「業務制限違反」、「社員ローテーション違反」なども監査法人の内部管理や内

<p>反」、「証明範囲利害関係明示違反」、「使用人監督業務違反」「業務管理体制整備違反」及び「就職制限違反」等が示されいずれも戒告処分となっているがこれらは事務手続き上の問題であり、軽微なものと考えられるため、基本的には処分すべきでないとする。</p> <p>・監査法人の業務規制違反、社員のローテーション違反、監査業務執行方法違反、就職制限違反が戒告であるのは、公認会計士において業務停止1月と定められているのに比して低いので、同等とすべき。</p>	<p>部規律の態様などにつきその管理責任を問うとの観点から重要であると考えています。</p> <p>なお、「基本となる処分の量定」はこれが絶対的なものではなく、別紙記載の個別事情等を考慮し、複数の個別事情がある場合には、それぞれの内容を総合的に勘案して最終的な処分を決定することになっています。</p> <p>したがって、「基本となる処分の量定」が戒告の場合、個別事情を総合勘案して、結果的に処分なしということもあり得、この点を明確にしたいと考えています。</p>
--	--

(3) 注意事項等

<p>(適用時期)</p> <p>・本基準は、平成16年4月1日以降の行為につき適用すると規定しているが、「考え方」を周知徹底させ、懲戒処分等を受ける行為がないよう指導する期間が必要である。</p> <p>・また、公表されていない期間の行為等についてまで対象になるのであれば、予見可能性が確保されず、公平性を欠くことになるので、公表されるまで処分については従前の例によるべきである。</p>	<p>・この「考え方」は、懲戒処分の量定にかかる新たなルールを設けるものではなく、改正公認会計士法を契機に、過去の処分事例を踏まえて処分の基準を具体化・明確化するとの観点から、基本的な考え方を整理したもので、この区分表等は、平成16年4月1日に施行された、改正公認会計士法のもとにおける適用の考え方を示したものであり、この旨が明確になるよう記載したいと考えています。</p>
<p>(今後の取扱い)</p> <p>・この「考え方」は、全部が法令に規定されるのかどうか、あるいは事務ガイドラインとして規定する場合でも、それが公開されることを明確にしてほしい。</p>	<p>・この「考え方」(案)は、改正公認会計士法の施行を契機に、処分基準を具体化・明確化し、基本的な考え方を整理したものであり、法令や事務ガイドラインとするものではありません。</p>